

入 札 説 明 書

この入札説明書は、福島県立浪江高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件賃貸借契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 賃貸借物品及び数量 福島県立浪江高等学校情報教育コンピュータシステム一式
(搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。)
- (2) 賃貸借物品の仕様等 本説明書及び仕様書による。
- (3) 賃貸借期間 平成24年 4月 1日から平成30年 3月31日まで
- (4) 設置場所 福島県立本宮高等学校
(福島県本宮市高木字井戸上45番地)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- (3) 当該物品を賃貸借期間中確実に貸与できる者であること。
- (4) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を賃貸借期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、平成24年 2月10日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午後5時までに4の（1）に掲げる場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

入札参加資格の有無は、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により平成24年 2月17日（金）までに通知する。

なお、期日までに確認申請書を提出しなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

(1) 納入実績書

過去3年以内に、納入物品又はこれと類似する物品について、生産、販売又は貸与した実績書（様式は任意とし、納入年度、納入先、仕様の詳細等を明示すること。）に、当該納入物品に係る契約書または発注機関が発行した納入実績証明書等、納入の事実を証明する書類を添付すること。

(2) 製品納入証明書

公告に示した納期内に、当該物品を確実に納入できることを明らかにした製造メーカー発行の証明書（様式は任意とし、製造メーカーの本社、支店又は営業所が直接入札に参加する場合は不要とする。）を添付すること。

(3) 保守、修理及び部品供給体制を示す書面

賃貸借期間中の保守、修理及び部品の供給体制等、別途「賃貸借機器保守仕様」に示す要求保守仕様を満たすことを示す書面（様式は任意とし、保守を行う支店、営業所、サービスセンター等の所在地・担当名、障害発生時の復旧に要する想定時間、部品の供給体制等、要求仕様に基づき明示すること。）を添付すること。

(4) 納入仕様書

入札説明書に示す仕様書に基づき、当該賃貸借物品の納入仕様書等の図書を作成し、添付すること。

(注) 返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、80円切手を貼った長3号封筒を同封すること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 964-0904 福島県二本松市郭内二丁目3 4 7 番地（福島県立安達高等学校内）
福島県立浪江高等学校
電話 0243-22-0059
FAX 0243-22-0115
- (2) 入札説明会の日時及び場所
平成24年 1月27日（金）午後1時30分から
郵便番号 964-0904 福島県二本松市郭内二丁目3 4 7 番地（福島県立安達高等学校内）
福島県立浪江高等学校
電話 0243-22-0059
FAX 0243-22-0115
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
平成24年 2月23日（木）午後1時30分から
福島県立安達高等学校第二会議室（福島県二本松市郭内二丁目3 4 7 番地）において開札する。

5 入札書の提出方法

- (1) 入札書は指定の入札書（様式3）に上記1－（1）の賃貸借物件名を記載し、下記の方法により上記4に指定する日時及び場所へ提出すること。
- (2) 入札書は、封書に入れ、その封皮に次の事項を記入すること。
ア 氏名（法人にあっては、商号又は名称）
イ 2月23日開札「件名：福島県立浪江高等学校情報教育コンピュータシステム一式」の入札書在中
- (3) 入札書に添付する書類
ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）の写し
イ 委任状（様式5）・・・・・・・・・・・・・・・・・・代理人が出席する場合
ウ 一般競争入札出席届（様式6）・・・・・・・・・・開札日の出席者全員
エ 入札保証金納付免除関係書類・・・・・・・・・・ 入札保証金免除申請者
（ア）入札保証金納付免除申請書（様式7）
（イ）納入実績証明書（様式8）
（ウ）納入実績証明願（様式9）
- (4) 入札書の必要記載事項
入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
ア 入札金額は、賃貸借物品の本体価格、輸送費、保険料のほか、仕様書に定める経費等、納入、撤去に要する一切の諸経費に、契約期間内における賃借料等の総額を含めて見積もること。
なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。
ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の他に、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項各号（別記1）に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。（※上記5の（3）のエで指定する申請書等を提出すること。）

(4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

7 入札の方法及び開札等

- (1) 開札は、上記4の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類確認を受けるものとする。
 - ア 入札参加資格確認通知書（入札参加者が写しを持参すること。）
 - イ 一般競争入札出席届（入札書提出時に提出したもので確認する。）
 - ウ 委任状
 - エ 入札保証金納付免除関係書類
- (3) 入札者で入札保証金を納付する者は、入札保証金を納付した領収書を提出すること。
- (4) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。
- (6) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付することができるものとする。

8 入札者に要求される事項

入札者が提出した確認申請書に添付する納入仕様書は、契約担当者において入札説明書に示す仕様書に照らして技術審査するものとし、性能等を満たしている納入仕様書を添付した者のみ入札参加資格があると認めるものとする。

また、入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、契約担当者に説明し、協議に応じる義務を負うものとし、納入仕様書が入札説明書に示す仕様書の性能等を満たさない場合は、提出した納入仕様書の内容の変更に応じるものとする。

説明及び協議の義務を履行しない者並びに納入仕様書の内容変更に応じない者のした入札は、落札決定の対象としない。

9 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。
- (3) 入札者は代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 郵送による入札は認めない。
- (5) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (6) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 開札場所には、一般競争入札出席届により届け出た以外の者は入場できない。
- (8) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札会場に入場することができない。
- (9) 入札者又は入札者の代理人は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 3の入札参加資格のない者のした入札

- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (6) 記名押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) 郵便による入札
- (12) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

1.2 落札者の決定方法

- (1) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (2) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。

1.3 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払いを保証したものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券又は、財務規則第228条第2項2号の保証を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

1.4 契約書等の作成

- (1) 賃貸借契約書（別紙1。以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書（案）に異議がなければ記名押印し、平成24年4月1日（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日までとする。）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期日に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

1.5 賃借料の支払い条件

- (1) 月額賃借料の計算
賃貸借契約は、機器等の賃借料の総額で契約するが、賃借料は、機器等の引き渡しを完了したに関わらず、賃貸借期間の始期から起算し、契約終了までを賃貸借期間として暦の月毎に計算するものとする。
- (2) 月額賃借料計算における端数処理
賃貸借期間中の各月の賃借料は、賃借料の総額を、賃貸借期間中の月数（以下「賃借月数」という。）で除した賃借料の月額（以下「平均月額賃借料」という。）とし、平均月額賃借料又は平均月額賃借料により算出される取引に係る消費税及び地方消費税の額に1円未満の端数が生じたときは、賃借料の総額から、取引に係る消費税及び地方消費税の額を除いた賃借料を賃借月数で除して算出した平均月額賃借料と、当該平均月額賃借料から算出される取引に係る消費税及び地方消費税の額の総額に、1円未満の端数を生じない平均月額賃借料以下の近似値（以下「調整月額料」という。）を各月の賃借料とし、賃借料の総額から調整月額料に賃借月数を乗じた額を減じ

た額を、賃貸借期間の最初の月の賃借料に加算するものとする。

ただし、調整月額料によって加算された最初の月の賃借料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 賃借料の支払い

毎月初めに前月分の賃借料の支払いを請求するものとし、県は請求書を受理した日から30日以内に、賃借料を支払う。

16 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

17 契約条項 契約書(案)及び財務規則による。

18 賃貸借物品の仕様等に関する質問及び回答

賃貸借物品の仕様等に関して質問があるときは、下記の要領で行うこと。

(1) 入札説明書等に関する質問・回答書(様式10。以下「質問・回答書」という。)により書面で行うこととし、電話など口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問・回答書の提出は、原則として上記4の(1)に示す場所へ、FAXにより送付することとし、送付の後電話で確認を取ること。

郵送による場合は、速達郵便によること。

(3) 質問・回答書質問書に対する回答は、質問・回答書により回答するとともに、上記4の(1)に示す場所で閲覧に供する。

(4) 質問の受付期間は、公告のあった日から平成24年2月3日(金)午後5時までとする。

19 入札説明書の再配布等の禁止

本入札説明書受領者は、配布日の属する年度から5年間、納入仕様書作成以外の目的で次の行為を行ってはならない。

(1) 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡

(2) 第三者への配布を目的とした本説明書の複写

(3) 第三者への本説明書複写物の配布

20 本調達契約に関する事務を担当する部署 上記4の(1)に同じ。

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1）一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- （2）施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。
- （3）1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- （4）その他別に定めるとき。

2 （ 省 略 ）

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1）契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- （2）契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- （3）契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2項の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- （4）施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去2年間の国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。
- （5）随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が50万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （6）1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

（7）から（16）まで （ 省 略 ）

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

福島県立〇〇高等学校長 様

(〒 -)

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

代表者職・氏名

印

電 話 番 号 (- -)

F A X 番 号 (- -)

(作成担当者職・氏名)

平成 年 月 日付け公告第 号で公告がありました福島県立〇〇高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借に係る一般競争入札について入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり確認の申請をします。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項のいずれにも該当していないことを誓約します。また、契約期間内に確実に貸与できること及び当該物品に係る保守、修理、部品供給等を円滑に行い得ることを合わせて誓約します。

(注) 申請書には、下記の書類を添付すること。

1 公告に示す入札参加に必要な資格要件

(1) 生産、販売または貸与した実績：納入実績書

(2) 物品調達の確実性：メーカーの発行する製品納入証明書

(3) 保守、修理及び部品供給：保守体制及び計画書

2 納入しようとするシステムの仕様書：納入仕様書

注) 後日資格確認通知書を送付しますので、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、80円切手を貼った長3号封筒をこの申請書と併せて提出してください。

一般競争入札参加資格確認通知書

平成 年 月 日

様

福島県立〇〇高等学校長 印

先に申請のありました一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

公 告 日 及 び 番 号	平成 年 月 日 公告第 号
賃貸借物品の 名称及び数量	福島県立〇〇高等学校情報教育コンピュータシステム 一式
入札参加資格 の 有 無	有 ・ 無
入札参加資格が ないと認めた理由	

- ※ 1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。
- 2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

入 札 書

金 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

賃貸借物品の名称及び数量 福島県立〇〇高等学校情報教育コンピュータシステム 一式
納 入 場 所 福島県立〇〇高等学校 高校棟1階 コンピュータ実習室
賃 貸 借 期 間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(代理人が入札をする場合は、代理人の氏名、押印が必要)

代理人氏名

印

福島県立〇〇高等学校長 様

- (注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。
2 再入札の場合は、入札書の前に「再」と記入すること。

様式4 (再入札で不調になり随意契約に移行する場合)

見 積 書

金 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

賃貸借物品の名称及び数量 福島県立〇〇高等学校情報教育コンピュータシステム 一式
納 入 場 所 福島県立〇〇高等学校 高校棟1階 コンピュータ実習室
賃 貸 借 期 間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

上記のとおり見積りいたします。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(代理人が見積りをする場合は、代理人の氏名、押印が必要)

代理人氏名

印

福島県立〇〇高等学校長 様

(注) 金額の文字の頭に、¥を付すこと。

様式5（代理人が出席する場合に必要）

委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

平成 年 月 日に執行される「福島県立〇〇高等学校情報教育コンピュータシステム一
記
式の賃貸借」の入札及び見積に関する一切の権限。

平成 年 月 日

福島県立〇〇高等学校長 様

委任者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

受任者 職名又は住所
氏 名 印

一 般 競 争 入 札 出 席 届

平成 年 月 日

入札参加者 住 所
(ふりがな)
商号又は名称
代表者職・氏名

印

- 1 公 告 日 及 び 番 号 平成 年 月 日 公告第 号
- 2 貸借物品の名称及び数量 福島県立〇〇高等学校情報教育コンピュータシステム 一式
- 3 代表者または代理人

会 社 名	役 職 名	氏 名	備 考

- 4 そ の 他 出 席 者

会 社 名	役 職 名	氏 名	備 考

様式7

入札保証金納付免除申請書

平成 年 月 日

福島県立〇〇高等学校長 様

入札参加者 住 所
(ふりがな)
商号又は名称
代表者職・氏名

印

福島県財務規則第249条第1項の規定に基づき、福島県立〇〇高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借にかかる一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）
- 2 納入実績証明書（様式8）
- 3 納入実績証明願（様式9）

（注） 該当するものに○を付すこと。

納入実績証明願

平成 年 月 日

様

納入者 住 所
商号または名称
代表者職・氏名

印

一般競争入札の入札（契約）保証金免除申請のため、福島県に提出する必要がありますので、下記物件の納入実績を証明願います。

記

発注機関	
納入物品名	
納入場所	
契約年月日	
納入の形態	物品の納入 賃貸借 その他（ ）
納入物品の仕様	
契約金額	

上記のとおり納入したことを証明します。

平成 年 月 日

（証明者）住 所
商号または名称
代表者職・氏名

印

注）契約金額は契約単価でもよい。（消費税を含む）

入札説明書等に関する質問・回答書

質問者 住 所
 商号または名称
 代表者職氏名
 担当者職氏名
 電話番号 (- -)
 F A X (- -)

回答者 福島県立〇〇高等学校長

公 告 日 及び番号	平成 年 月 日 公 告 第 号
件 名	福島県立〇〇高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借
質 問 事 項 質問年月日 平成 年 月 日	
----- ----- ----- ----- -----	
回 答 事 項 回答年月日 平成 年 月 日	
----- ----- ----- ----- -----	

- 注) 1 質問書はFAXにより送信した後、必ず電話で着信の確認をすること。
 2 郵送の場合は、速達郵便によること。
 3 複数の質問がある場合、質問ごとに質問書を作成すること。
 4 回答の内容は後日、質問担当者宛連絡するとともに、福島県立〇〇高等学校で閲覧に供する。